

図7 プログラム実施上の課題

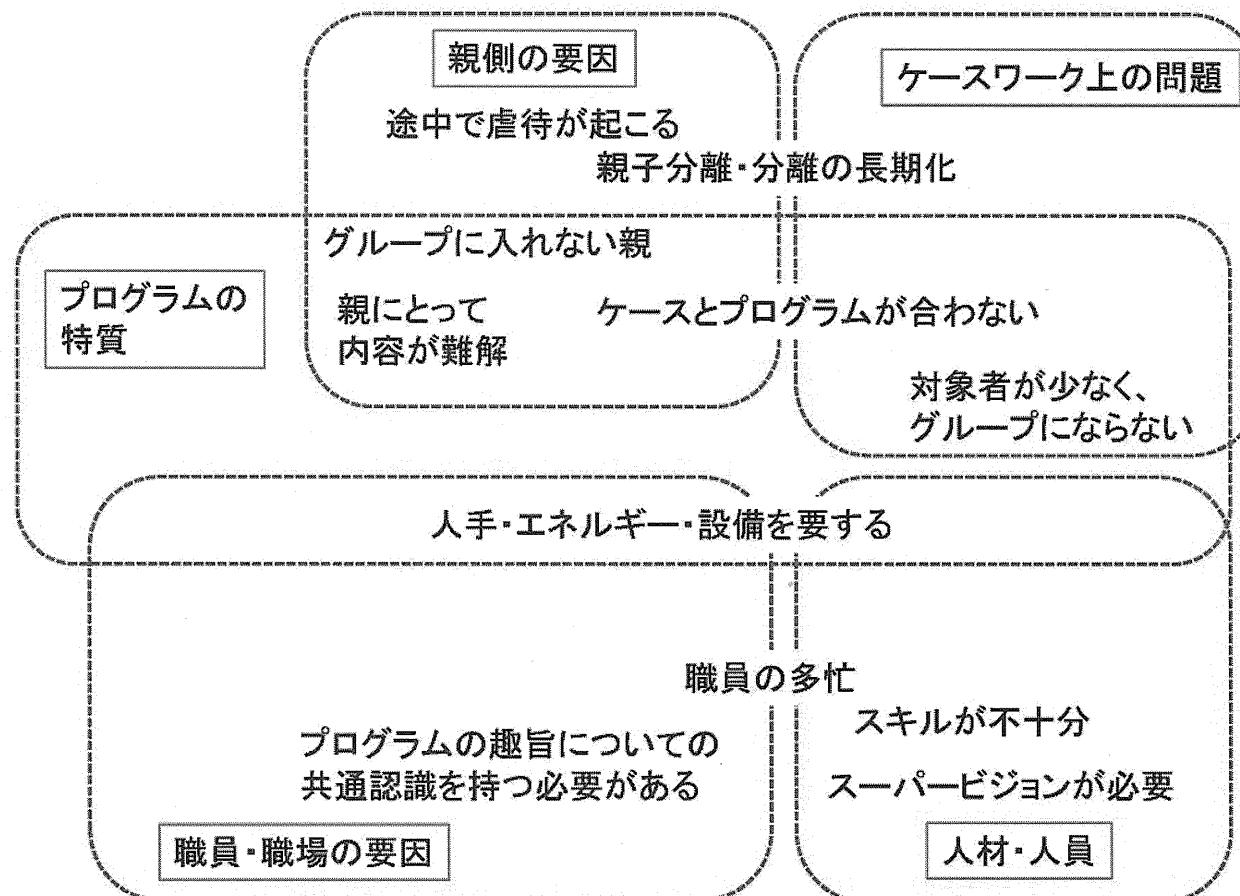


表7 各プログラムごとの課題の特質

	共通認識	職員間の理解	部分活用	日程調整・中 断	人手・エネル ギー・設備	親の動機づけ	グループの成 立	グループに入 れない
SoSA	○	○	○					
FGC			○	○				
CSP				○		○	○	
精研ペアトレ				○	○	○		
CRC						○		
トリプルP				○	○			
MyTree								○
MCG				○		○	○	○
Nobody				○				
CARE		○		○	○			
PCIT		○		○	○			

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
(主任研究者 加藤則子)

分担研究報告書

児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの

開発と運用に関する研究

児童相談所における子育て支援プログラムの実施と効果に関する研究

分担研究者 柳川 敏彦 和歌山県立医科大学 保健看護学部

研究要旨

児童虐待を行った保護者に対する指導・支援は、子どもの最善の利益を保障するために実施するものである。保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになる（以下「家庭復帰」）のであれば、それは子どもの福祉にとって最も望ましいことである。家庭復帰を目指す事例に限らず、家庭に戻れなかった事例も含めて、必要なものは子どもを健全に育むための「良好な家庭的環境」である。本研究は保護者の主体性を尊重し、保護者のニーズに応じて子育て支援プログラムを保護者に提供し、その効果を測定したものである。

児童相談所で虐待対応としての相談事例である被虐待児の保護者 14 名に対してグループ・トリプル P を施行した。トリプル P は、認知行動療法の理念に基づいた親の子育てへの教育的介入手段として開発されたプログラムである。グループ・トリプル P は 1 回 4-7 名で構成され、1 名のファシリテーターにより計 4 回施行された。プログラムは 1 回 120 分で、週に 1 回の計 8 週間のプログラムである。第 5~7 週では親は個別でファシリテーターと電話セッションを通して子育てスキルの実施状況の確認や改善策を話し合い、親が子どもの問題行動の解決に自主的な解決方法を学ぶ手立てを提供するように工夫されている。

保護者に対する質問票を用いたプログラムの前後比較を行った結果、子どもに関しての SDQ（子どもの長所短所調査票）、親に関しての DASS（抑うつ・不安・ストレス・スケール）、PS（子育てスタイル）、PSBC（子育てに関する自信の程度）において有意な改善 ($P < 0.05$) が得られた。プログラムの満足度調査においても良好な結果が得られ、保護者の子育てスキルで使用頻度の高いものが判明した。

トリプル P は、親子再構築の 1 つとして使用が期待されるプログラムである。

A.はじめに

平成 23 年度の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数は 59,862 件に達し、調査が開始された平成 2 年度 1,101 件と比較すると実に 54 倍であり、一貫して増加し続けている。「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」によると、平成 15 年度から 19 年度の児童相談所における 1 年間の所内一時保護件数は各年 18,000 件台であるが、保護理由として「児童虐待」が増加し、平成 15 年度 28.3% から平成 19 年度 38.6% と児童虐待の占める割合が最も高くなっている。同研究報告書ではさらに、虐待相談を受け付けた後の対応状況が示され、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が約 80%、施設入所等が約 10% と報告されている。

厚生労働省は、ホームページにおいて <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html> 「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を掲載している。ガイドラインに示された基本的な考え方とは、『児童虐待を行った保護者に対する指導・支援は、子どもの最善の利益を保障するために実施するものである。子どもがその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて保護者から一時的に分離することはあるが、そうした場合であっても当該子ども及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになる（以下「家庭復帰」という。）のであれば、それは子どもの福祉にとって最も望ましいことである。（中略）家庭復帰を目指す事例に限らず、家庭に戻れなかった事例も含めて、必要なものは、子どもを健全に育

むための「良好な家庭的環境」であり、この考え方を基本にした、子ども及び保護者に対する指導・支援を行うことが必要である。』というものである。

本研究は保護者の主体性を尊重し、保護者のニーズに応じて行う取り組み（以下、「保護者支援」）の 1 つとして、子育て支援プログラムを保護者に提供し、その効果を測定するものである。

B.目的

児童虐待を行った保護者に対する「保護者支援」の観点で、子育て支援プログラムの 1 つである「トリプル P(前向き子育てプログラム)」を実施し、プログラム効果を測定することを目的とした。

C.対象と方法

1. トリプル P の概要

オーストラリア・クイーンズランド大学のマット・サンダースらにより開発されたトリプル P は、ポジティブ・ペアレンティング・プログラムの頭文字から命名され、前向き子育てプログラムと呼ばれている。トリプル P は、認知行動療法の理念に基づいた親の子育てへの教育的介入手段として開発されたプログラムである。①安全で楽しい環境作り、②積極的に学べる環境作り、③一貫したしつけ、④子どもに対して現実的な期待をもつこと、⑤親としての自分を大切にすること、の 5 つの基本理念に基づき、良い親子関係を促進すること、子どもが新しいことを学んだり、良い習慣を促すことを目的とする。親は子育てのほとんどの局面に前向きに取り組み、応用性の高い理念を身につけることが出来るように配慮され

ている。トリプルPの実践は、関与する対象、内容に応じて5つのレベルが設定されている。すなわち、レベル1：子育てについて、社会全体に広く情報伝達できるメディアによる広報活動、レベル2：子どもの発達の目安や特定の行動について、地域の子どもに関する施設で簡単な説明や資料の配布などの研修会開催、レベル3：軽度から中等度の子どもの問題行動、発育問題に対してトリプルP認定専門家による短期カウンセリング、レベル4：8人～12人の親（グループ）を対象とするトリプルP認定専門家による8～10回の講習プログラムで、一般的な子育て法の指導と、子どもの問題行動への親の対処手法を教示するもの、レベル5：困難な複合的問題を抱かえた個別の家庭のためのプログラム、などが開発されている。

2. 対象

平成23年度および24年度にW県児童相談所で対応した一時保護を含む被虐待児童14名の保護者を対象とした。

児童相談所においてレベル4のグループ・トリプルPを2年間に4回実施した。実施したグループの構成は、養育者の虐待行為の有無に関係なくトリプルP特徴について説明を受け自動的に参加を希望した保護者である。つまり、被虐待児の保護者、児童相談所職員、地域在住の保護者が混在したグループ構成である。

プログラム実施のグループ人数は1回目7名、2回目6名、3回目4名、4回目7名の24名であった。被虐待児の保護者は、第1回～3回は各4名ずつ、第4回は3名の計15名であった。後述の評価質問票未完成の1名を除いた14名を分析対象

とした。

3. 介入方法（プログラムの内容）

トリプルPは、グループワークブックを教材とした。1セッション120分を週1回行い、計8セッションとした。第1～4週はワークブック、DVDを使用し、グループで前向き子育ての考え方、子どもの行動記録のための講義をファシリテーターから受け、対応スキル習得のためのロールプレイを行う。第5～7週では、個別でファシリテーターと電話セッションを通して、子育てスキルの実施状況の確認や改善策を話し合い、第8週目に再度グループで振り返りとまとめを行う（図1）。なお、ファシリテーターは、トリプルPインターナショナル公認の養成講座を受け認定試験に合格した者のみが実施可能である。本研究において4回すべてのプログラムは、1名のファシリテーターが担当した。

4. 分析方法

トリプルPに参加した保護者が、以下の質問票についてプログラム直前およびプログラム直後の2回記入した。解析は①～④の質問票について得点の平均値と標準偏差を求め、プログラムの前後比較をペアードt検定により行った。P<0.05を有意とした。

- ① 子どもの長所短所調査票（SDQ: Strengths and Difficulties Questionnaire, 25項目) (Goodman, 1997;1999)
- ② 抑うつ不安ストレススケール(DASS: Depression Anxiety Stress Scales, 42項目) (Lovibond et al., 1995)
- ③ 親の子育てスタイル (PS: Parenting Scale, 30項目)(Arnold et al., 1993)

- ④ 親の子育てに関する自信の程度
 ((PSBC: Problem Setting and Behaviour Checklist, 28 項目)(Norton, 1983))
 なお、プログラム直後に以下の 2 つの質問票を追加した。
 ⑤ プログラムの満足度
 ⑥ 17 の育児スキルの使用頻度

5. 倫理的配慮

個人情報の取り扱いに十分な配慮を行うこと、回答の内容は個人が特定されないよう匿名化、数値化して扱うこと、結果については研究目的以外に使用することがないこと、また個人ではなく集団として結果を公表することを文書で説明し、同意を得たものを調査対象とした。調査実施は倫理委員会の承認を得た。

D. 研究結果

1. 子どもと親の状況

グループ・トリプル P の対象となった子どもの年齢は 3~14 歳 (8.4 ± 0.9 歳) で、性別は男児 7 名、女児 6 名、1 名記載なしであった。主たる虐待の種類は身体的虐待 6 名、ネグレクト 4 名、心理的虐待 4 名であった。なお心理的虐待 4 名はすべて身体的虐待の合併を認めた。一時保護となった子どもは 9 名であった。保護者は母親 13 名、祖母 1 名でいずれも女性であり、年齢は 27~59 歳 (38.7 ± 2.5 歳) であった。トリプル P 施行中の子どもの所在は、5 名が児童養護施設入所中で、9 名が自宅生活に復帰していた。

2. 6 つの質問票の結果

- ①子どもの長所短所調査票 (SDQ)
 児の短所 (困難性) は、情緒問題、行

動問題、過剰活発、交友問題の 4 つの下位項目とこの 4 つの問題の合計である。行動問題、過剰活発 (多動) において有意な改善を得た ($P < 0.05$) (図 2)。
 ②抑うつ不安ストレススケール (DASS)
 抑うつ ($p < 0.01$)、ストレス ($p < 0.05$) で有意な改善を得た (図 3)。
 ③親の子育てスタイル (PS)
 手ぬるさ ($p < 0.05$)、過剰反応 ($p < 0.01$)、多弁さ ($p < 0.01$) 全ての下位項目で有意な改善を得た (図 4)。
 ④親の子育てに関する自信の程(PSBC)
 プログラム前後比較で、子育ての自信が有意に上昇した ($p < 0.05$) (図 5)。
 ⑤プログラムの満足度
 プログラム直後の保護者の感想で、「プログラムから期待していた援助を得た」、「子どもの行動をより効果的に扱うのに役立った」、「家族に生じた問題をより効果的に扱うのに役立った」、「全体的にみてプログラムに満足した」などが高得点であった(図 6)。
 ⑦ 17 の育児スキルの使用頻度
 どの子育てスキルもよく使用されていたがクワイエットタイム、タイムアウトは、比較的の使用頻度は少なかった(図 7)。

E. 考察

平成 16 年の児童虐待防止法の改正では、保護者に対する親子の再統合の促進等への配慮に関して国や地方公共団体の責務として位置付け、平成 19 年の同法改正では、指導勧告に従わない場合の措置についての規定や、措置解除する際に保護者指導の効果等を勘案することなど、保護者への指導・支援の強化がなされた。

しかし、親子分離をした子どもを含め被虐待児の親子関係の修復は多様で複雑な課題を抱えている。保護者は虐待を否認したり、児童相談所との対立がある場合も多い。また虐待を受けた子どもは保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘がある。

このような被虐待児と保護者の親子関係再構築支援の必要性に基づき、今後の課題として、①保護者支援プログラムの開発・普及、②関係機関の連携による家庭復帰支援、③養育者の養育スキルの向上が抽出されている。

本研究は、児童相談所で対応した被虐待児と保護者の親子関係の再構築を図る方法の1つとして、グループ・トリプルPの効果について検討したものである。プログラム実施にあたり検討が必要と思われた課題を考察する。

1. プログラムのグループ形成について

プログラム参加はケース担当者から説明を行い、トリプルPについて事前説明を行うなどの工夫とともに、強制ではなく、自主性を尊重することが重要である。保護者の特性からグループワークがうまく行えるかどうかの危惧はあったが、プログラム第1週、第2週の受講により、保護者が自らファシリテーターに対して、「子ども理解」に関する言動がみられるなど、結果的に参加意欲につながる保護者の言動が多く観察された。

また、グループは被虐待児の保護者だけでなく、子どもをもつ職員や地域在住の保護者の混合型で行ったことが保護者間の励ましなど、程よいグループ活動に繋がり、8週間の長期プログラム遂行にも有利に働いたと思われた。

2. プログラム効果測定について

今回の研究では、質問票による親の行動変容を確認するという評価方法を行った。養育の困難性や児の行動への対応の無理解、混乱などを感じている保護者に対して、プログラムは子どもの状態理解、問題対応能力の増大、心理サポートを含む心理教育である。心理教育は親自身の内面的な問題に触れないために親との援助関係が作りやすい利点がある。さらに心理教育は、親に子どもの発達や行動の特性理解を促し養育上の対応方略を具体的にすることにあるとされる。

子どもに関してSDQの子どもの短所である行動問題、多動が改善し、親に関するDASSの抑うつ、ストレス、PSの手ぬるさ、過剰反応、多弁さ、およびPSBCと多岐にわたり改善が得られたことは、トリプルPが効果的であったと判定できる。

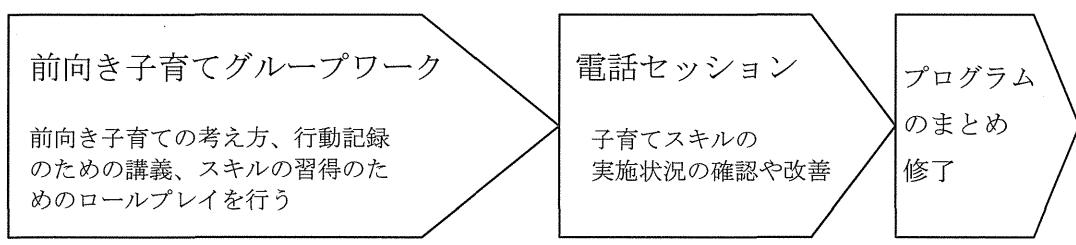
今後、今回の心理教育の効果が継続するかどうか、さらに直接的な指標である虐待の再発率などについて長期の経過観察が望まれる。

F.結語

1. 児童相談所で虐待対応としての相談事例である被虐待児の保護者14名に対してグループ・トリプルPを施行した。
2. 子どもに関してSDQ、親に関してのDASS、PS、PSBCにおいて有意な改善が得られた。プログラムの満足度調査においても良好な結果が得られ、保護者の子育てスキルで使用頻度の高いものも判明した。
3. トリプルPは、親子再構築の1つとして使用が期待される。

G.参考文献

1. 厚生労働省. 「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html>
2. 加藤則子、柳川敏彦編集(2010)「ちょっと気になる」から「軽度発達障害」まで. トリプルP～前向き子育て17の技術～ 診断と治療社
3. 柳川敏彦、平尾恭子、加藤則子ら (2009) 児童虐待予防のための地域ペアレンティング・プログラムの評価に関する研究—「前向き子育てプログラム(トリプルP)」の有用性の検討—. 子どもの虐待とネグレクト, 11, 54-68.
4. 柳川敏彦, 平尾恭子, 加藤則子ら (2012) 自閉症スペクトラム障害の子どもの家族のためのペアレンティング・プログラムの実践—グループ・ステッピングストーンズ・トリプルPの効果について—. 子ども虐待とネグレクト, 14, 135-152.

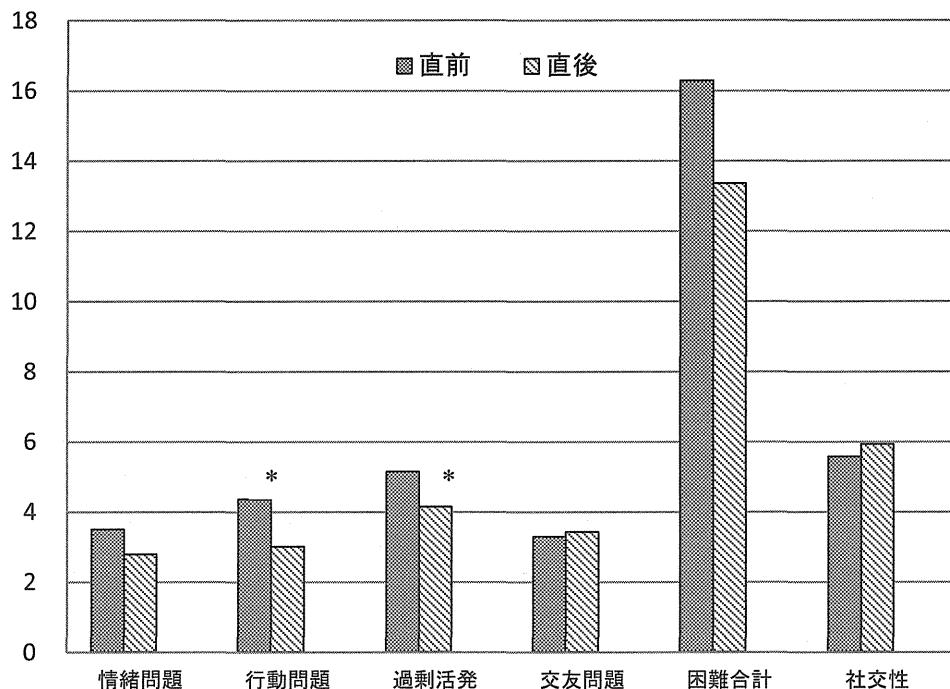


第1回 前向き な子育 とは?	第2回 子どもの 発達 を促す	第3回 問題行動 を取り扱う	第4回 計画を 立てて 行う	第5回 実践 (1)	第6回 実践 (2)	第7回 実践 (3)	第8回 プログラム の修了と 振り返り
--------------------------	--------------------------	----------------------	-------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------------------

プログラムは養育者のグループで実施し、週に1回ずつ計8回 1回の所要時間は120分

第5回～7回の電話セッションは、ファシリテーターと個別で行い、1回20-30分

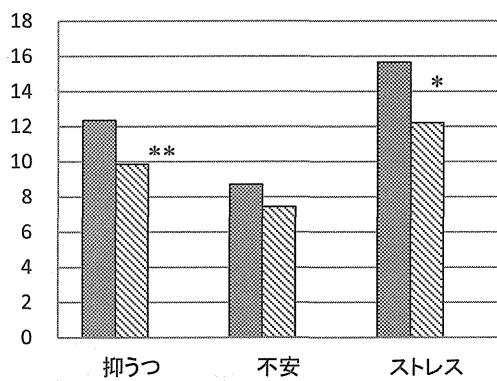
図1. グループ・トリプルPの実施例



注1) 児の短所（困難性）は、情緒問題、行動問題、過剰活発、交友問題の4つの下位項目で示され、この4つの問題の合計を困難合計とした。これらは値の減少が改善を意味する。子どもの長所は社交性で示され、社交性の値の上昇が改善を意味する。

注2) *は $P < 0.05$

図2. 子どもの長所短所調査票 (SDQ: Strengths and Difficulties Questionnaire)

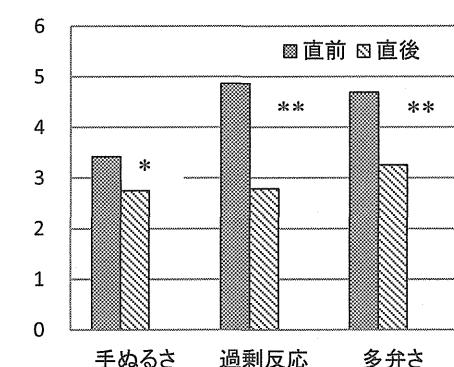


3つの下位項目は値の低下が改善を示す。

** $P < 0.01$ * $P < 0.05$

図3. 抑うつ不安ストレススケール

(DASS: Depression Anxiety Stress Scale)

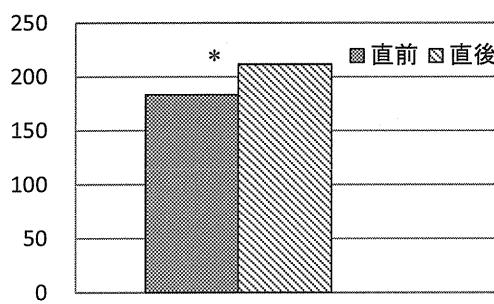


3つの下位項目は値の低下が改善を示す。

** $P < 0.01$ * $P < 0.05$

図4. 親の子育てスタイル

(PS: Parenting Scale)



値の上昇が改善を示す。* $p<0.05$

図 5. 親の子育てに関する自信の程度
(PSBC: Problem Setting and Behaviour Checklist)



注) 数字は 7 点満点で示した。

図 6. プログラムの満足度



注) 数字は 7 点満点で示した。

図 7. トリプルPで学んだ子育てスキルの使用頻度

分担研究報告書

エビデンスに基づいた児童虐待における家庭支援プログラム

研究分担者　瀧本秀美(独立行政法人国立健康・栄養研究所 栄養疫学研究部長)

研究要旨:

児童虐待事例は、個々の事例の個別性が高いことが特徴である。このため、児童虐待が発生した家庭に対し、再発予防のための支援が実施される場合、その個別性ゆえに支援の有効性評価が困難であると考えられてきた。そこで、英語圏の政府が情報発信を行っているサイトを中心に検索を行ったところ、それらのほとんどが専門家向けに evidence based practice に基づいたプログラムの推奨、あるいは紹介を行っていた。身体的な疾患と異なり、数値的な把握が困難な虐待予防の分野であっても、標準的な支援方法確立の取り組みが必要であるとの認識が近年取り上げられるようになっていることが明らかとなった。

A. 研究目的

児童虐待事例は、個々の事例の個別性が高いことが特徴である。このため、児童虐待が発生した家庭に対し、再発予防のための支援が実施される場合、その個別性ゆえに支援の有効性評価が困難であると考えられる。

近年、諸外国では evidence based practice が児童福祉の現場で取り入れられるようになり、児童虐待事例における家庭支援の有効性評価に関する資料も提供されるようになってきている。

そこで本研究では、英語圏諸国の児童福祉に関わる公的機関で、evidence based practice に基づいた家庭支援に関する情報収集を行ったので、報告する。

B. 研究方法

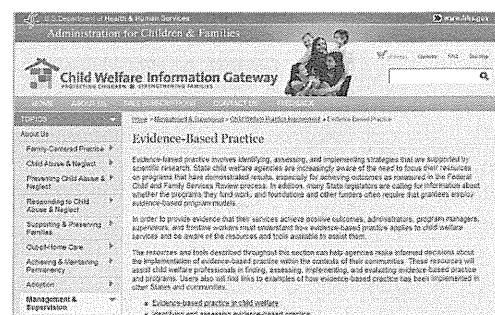
Google を用いた検索式に “child welfare” AND “evidence based

practice” に、国名 (United States, United Kingdom, Canada, Australia, New Zealand) をそれぞれ入れ、検索を実施した。抽出された 21,900 件のうち、公的機関に所属するページ 5 件について、検討を行った。

C. 研究結果

米国：US Department of Health and Human Services(保健省)が情報提供を実施していた。

https://www.childwelfare.gov/management/practice_improvement/evidence/



evidence based practice に必要な情報

へのリンクが張られている。とくにカリフォルニア州政府が助成している The California Evidence-Based Clearinghouse for Child Welfare

(<http://www.cebc4cw.org/what-is-evidence-based-practice/>) では、論文として公表された支援プログラムの有効性評価を 1 ~ 5 (数字が低いほど高い) で数値で示している。このサイトで紹介されている支援プログラムでも、その 40%近くにはっきりとした有効性が認められなかつたとしている。

英國 : National Society for the Prevention of Cruelty to Children (<http://www.nspcc.org.uk/>) ではサイトで情報提供を行う一方、政府が実施した様々な事業の評価が報告書として出版されている。

(Safeguarding Children Across Services: Messages from Research https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/183231/DFE-RR164.pdf)

カナダ : McGill 大学、Toronto 大学などが共同で運営する Canadian Child Welfare Research Portal (CWRP) では、カナダ国内で実施されている虐待予防プログラムの評価に関する情報のポータルサイトを運営している。

<http://cwrp.ca/>

ニュージーランド : 政府が主体となって a practice resource for Child, Youth and Family :

<http://www.practicecentre.cyf.govt.nz/>

というサイトでエビデンスに基づいた支援野実際にに関する情報提供を行っている。

オーストラリア : 政府が研究機関に助成し、子ども・家庭の福祉部門の専門職を対象とした情報サイトを運営している。Child Family Community Australia : <http://www.aifs.gov.au/cfca/>

D. 考察

英語で情報発信を行っている国だけを対象としている限界はあるが、多くの国で虐待の予防・再発防止プログラムに関する情報発信の際に、それらのプログラムの有効性を評価し、提示していることが明らかとなった。児童虐待の発生した家庭の問題は多岐にわたっていることが知られており、そうした家庭を支援する際には複雑性と個別性に配慮したプログラムが必要であると考えられる。そのため、有効性評価といった一面的な見方でとらえるのが難しいと考えられてきた。

しかし、同様に個別性の強い「疾患」を対象とした治療法の標準化は、有効性評価を通じてなされてきたのである。Tanaka ら (Child Abuse Review, 2010) は、児童への身体的虐待とネグレクトの再発予防を目指した 13 の無作為割り付け介入試験のレビューを行っている。そこで、多くの研究で対象者数が少ないことや、介入の標準化がなされていないこと、虐待の再発の有無を有効性評価に用いるのは適切でないこと、などが指摘さ

れていた。虐待家庭の問題点としてしばしば指摘される夫婦間の葛藤の有無も、十分に把握していない研究も含まれていた。

身体的な疾患と異なり、数値的な把握が困難な虐待予防の分野であっても、標準的な支援方法確立の取り組みが必要であるとの認識が近年取り上げられるようになっていることが、英語圏の国々の政府の情報発信の取り組みに表れていると考えられた。

E. 結論

英語圏の国々の政府の情報発信の取り組みには、近年福祉の分野でも取り入れられている evidence based practice の考えが表れていた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

